

平成24年5月28日

WEB 情報に対する保証に係わるルール

一般社団法人
サステナビリティ情報審査協会
会長 中込 昭弘

従来サステナビリティ情報の審査は、紙媒体による冊子状のサステナビリティ報告書等に記載された情報（以下、「冊子情報」という）を対象とすることを想定していた。しかしながら、情報通信技術の発達に伴い、インターネット上にサステナビリティ情報を掲載する事業者、ならびに、インターネット上に事業者のサステナビリティ情報（以下、「WEB情報」という）を求める人々が増加してきた。

このような背景を踏まえ、当協会は WEB 情報に対する信頼性の確保に対する社会の要請に応えるために、

- ・ 審査対象には冊子情報のみならず WEB 情報も含まれること、並びに、
- ・ WEB 情報の性質(*)に鑑み、WEB 情報を対象とする審査における追加的な規則を明確にすべく、「WEB 情報に対する保証に係るルール」をここに制定する。

(*)冊子情報と比較した WEB 情報の性質：

- － 情報を改変することが容易である
- － 情報を改変した事実が、一般的なインターネットユーザーには認識されない
- － 情報間のつながりが多様であり、一定のテーマのもとにある情報群の範囲を定義することがしばしば容易でない

1. ルールの適用範囲

- ① 本ルールは、サステナビリティ報告審査・登録マークあるいは環境報告審査・登録マークを、WEB 情報に対して付与することを目的に実施される審査業務について適用される。
- ② WEB 情報は、そのデータの形式（HTML、PDF など）を問わない。

2. 審査対象情報の明示

- ① 同一の審査業務におけるすべての審査対象情報（以下「審査対象情報」という）は、

被審査事業者の公式 WEB サイト（以下「公式 WEB サイト」という）内における、一連のサステナビリティ情報群（以下、「一連のサステナビリティ報告」という）に含めて掲載されていなければならない。

- ② 公式 WEB サイト及び一連のサステナビリティ報告は、同一の URL における階層構造となっている等、客観的にひとつの群を成していると認められるものでなければならない。
- ③ 公式 WEB サイト内において、審査対象情報は他の情報と区別して容易に識別できるよう明示されていなければならない。

3. 審査対象情報の改変について

- ① 当協会登録審査機関（以下、「登録機関」という）は、事前に、被審査事業者との間で次の内容を書面にて合意しなければならない。
 - ・ 審査報告書が発行された後、登録機関の承諾なしに、審査対象情報の一部あるいは全部を改変してはならない旨
 - ・ 改変し、サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準あるいは環境報告審査・登録マーク付与基準を満たさなくなった場合に、付与されたマークを返上する旨
 - ・ 改変に係る注記（改変の時期、改変の旨）を WEB 情報に記載する旨（ただし、単純な誤謬の訂正や想定利用者の誤解を招かない軽微な改変であると登録機関が判断した場合には省略することができる）
- ② 登録機関は、審査報告書が発行された後、一連のサステナビリティ報告について、被審査事業者による審査対象情報の一部あるいは全部の改変を認めてはならない。ただし、以下の場合についてはその限りではない。
 - ・ 単純な誤謬の訂正や想定利用者の誤解を招かない軽微な改変であると登録機関が判断した場合
 - ・ 改変箇所について、登録機関が審査を行い、肯定的な結論を得た場合
 - ・ サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準あるいは環境報告審査・登録マーク付与基準を満たさなくなり、被審査事業者が付与されたマークを返上し、かつ改変の状況（改変の時期、改変の旨）を被審査事業者が開示した場合
 - ・ サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準あるいは環境報告審査・登録マーク付与基準を満たさなくなり、被審査事業者が付与されたマーク及び改変前の情報を対象とした審査報告書を返上した場合
- ③ 改変がある場合、登録機関は、速やかに改変後の審査対象情報及び対応結果（マークの返上の有無）を当協会に提出しなければならない。また、当協会の品質管

理レビューの対象とするため、登録機関は、改変の時期、旨等についての記録を保存しておかなければならない。ただし、単純な誤謬の訂正や想定利用者の誤解を招かない軽微な改変であると登録機関が判断した場合、登録機関は改変後の審査対象情報の提出及び改変についての記録保存を省略することができる。

4. 審査対象情報の届出及び公表

- ① 登録機関は、WEB情報のデータ形式に関わらず、審査対象情報を紙媒体及び電磁的記録にて、当協会に提出しなければならない。
- ② 登録機関は、審査対象情報を当協会のWEBサイトに公開する旨についての承諾を、被審査事業者から得ておかなければならない。
 - ・被審査事業者から承諾が得られなかった場合、登録機関はその理由を添付して、審査対象情報を非公開扱いとする申請を当協会に提出しなければならない。
 - ・当協会は、環境報告書等登録委員会が非公開扱いの可否について判断し、14日以内に当該登録機関に通知する。
- ③ 当協会は、原則として、登録機関から提出された審査対象情報のWEB情報を、協会WEBサイトに公開する。
- ④ 当協会は、改変前のWEB情報、並びに改変後のWEB情報及び改変に係る注記を変更履歴として、1年間経過するかまたは翌年のWEB情報が掲載されるまでのいずれか早い時期が到来するまで、協会WEBサイトに公表する。ただし、単純な誤謬の訂正や想定利用者の誤解を招かない軽微な改変であると登録機関が判断し、改変後の審査対象情報の提出が省略される場合には、変更履歴は公表されない。
- ⑤ 当協会は、マークの返上の届出があった場合、すみやかに、当協会のWEBサイトより、当該被審査事業者の情報を削除する。

5. ルールの適用

- ① 本ルールは、2013年版あるいは2013年度版として公開されるWEB情報に対して、サステナビリティ報告審査・登録マークあるいは環境報告審査・登録マークを付与することを目的に実施される審査業務から適用される。
- ② ただし、審査機関の判断による早期の適用を妨げるものではない。

以上